住所　埼玉県上尾市仲町１丁目７番25号
　李於今　昭和53年12月２日生
住所　千葉県船橋市前原西４丁目７番１―806号
　李芳　昭和53年２月26日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市矢畑897番地１－Ｓ―207号
　常静　昭和57年５月７日生
住所　東京都葛飾区宝町２丁目30番11号
　鄭潔　昭和57年10月18日生
住所　千葉県柏市酒井根４丁目８番21号
　隋純磊　昭和57年２月26日生
住所　大阪市天王寺区筆ケ崎町２番８―703号
　李銀姫　昭和50年６月４日生
住所　大阪府豊中市服部豊町１丁目２番６―501号
　劉華　昭和44年３月11日生
住所　茨城県古河市本町４丁目15番23―507号
　劉炯　昭和57年２月20日生
住所　さいたま市南区大谷場２丁目４番５号
　金旭　昭和48年８月29日生
　金智穎　平成15年５月７日生
　金智雅　平成21年10月24日生
住所　埼玉県深谷市深谷町３番83号
　樊幼欽　昭和43年１月15日生
住所　埼玉県草加市青柳７丁目４番３号
　李廷春　昭和42年６月23日生
　李童　平成８年７月15日生
住所　岐阜県美濃加茂市川合町２丁目５番33号
　厳順善　昭和48年11月17日生
住所　東京都練馬区東大泉４丁目11番10号
　周丹　昭和56年10月11日生
住所　東京都港区三田５丁目９番６号
　于英　昭和51年10月19日生
住所　東京都江東区南砂５丁目５番１号
　姜美英　昭和55年３月18日生
　姜秀貞　平成20年１月23日生
住所　愛知県半田市青山５丁目９番地１
　羅文吉　昭和56年１月４日生
　梁香蘭　昭和59年５月21日生
住所　川崎市麻生区百合丘１丁目５番地５
　劉致遠　昭和52年11月６日生
　侯百惠　平成23年10月22日生
住所　兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目８番２―501号
　王建強　昭和50年３月15日生
　王豊毅　平成19年１月６日生
　王安奇　平成22年４月19日生
住所　東京都江戸川区西小岩５丁目13番４号
　田偉　昭和56年８月15日生
住所　東京都府中市清水が丘３丁目11番地22
　金元俊　昭和61年11月７日生
住所　大阪市東住吉区今川７丁目７番６号
　李莎莎　昭和59年６月２日生
住所　東京都世田谷区等々力２丁目36番12号
　楊赫　昭和48年５月10日生
住所　東京都北区豊島１丁目30番２―205号
　クリステル・ディ・チュマ　昭和58年10月17日生
住所　静岡県藤枝市駅前２丁目10番７―306号
　孫守　昭和56年11月11日生
住所　千葉県佐倉市井野160番地１
　朴耕徹　昭和49年10月６日生
住所　千葉県成田市玉造３丁目１番地
　于瑞玉　昭和55年12月７日生
住所　富山市上冨居２丁目12番14―102号
　馬慶貴　昭和46年10月６日生
住所　神奈川県大和市下和田262番地
　リ・フン　昭和41年９月26日生
　ヒン・リ・サン　平成２年５月７日生
　ヒン・リ・ゲツ　平成５年９月８日生
　ヒン・チュン・トゥン　平成11年１月21日生
住所　大阪市西成区長橋３丁目10番３号
　吳成哲　昭和40年11月12日生
　李清江　昭和45年１月29日生
　吳玲華　平成８年９月18日生
　吳悠馬　平成14年２月11日生
住所　千葉県市川市相之川３丁目８番７―202号
　高智行　昭和53年５月３日生
住所　香川県木田郡三木町大字氷上1407番地13
　曹佳子　昭和47年２月28日生
　朴達　平成９年７月11日生
　朴彩花　平成12年７月３日生
住所　千葉県浦安市当代島２丁目13番８―302号
　姜千輝　昭和57年６月29日生
住所　福岡県嘉麻市中益503番地
　朴龍男　昭和16年９月30日生
住所　愛知県碧南市平七町５丁目23番地
　メアリー・アンネル・ユァウ・アパサン　昭和56年４月23日生
住所　横浜市港南区上大岡東１丁目16番４号
　金亞耶　昭和63年６月16日生

○外務省告示第八十一号

平成二十三年十二月五日、国際連合安全保障理事会において、ソマリア情勢及びアフリカの角地域情勢に関し、エリトリアに対する制裁措置を強化することを決定する次の決議が採択された。

平成二十四年三月二十二日　　外務大臣　玄葉光一郎

（訳文）

二千十一年十二月五日に国際連合安全保障理事会がその第六千六百七十四回会合において採択した決議第二千二十三号（二千十一年）

安全保障理事会は、

ソマリア情勢及びジブチとエリトリアの間の国境紛争に関する従前の決議及び議長声明、特に決議第七百五十一号（千九百九十二年）、第千八百四十四号（二千八年）、第千八百六十二号（二千九年）、第千九百七号（二千九年）、第千九百十六号（二千十一年）及び第二千二号（二千十一年）並びに二千九年五月十八日（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇九／二五）、二千九年七月九日（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇九／一九）及び二千八年六月十二日（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇八／二〇）の議長声明を想起し、

ソマリア、ジブチ及びエリトリアのそれぞれの、並びに地域の他の全ての国家の主権、領土保全並びに政治的独立及び統一の尊重を再確認し、

ソマリアにおける永続的な政治的解決の達成に向けた枠組を提供するジブチ和平プロセス及び暫定連邦憲章に対する完全な支持を改めて表明し、二千十一年六月九日のカンパラ合意及び二千十一年九月六日に合意された行程表を歓迎し、

地域の全ての国に対し、アフリカの角において持続的平和及び永続的安全の基礎を築くために、これら諸国の紛争を平和的に解決することを要請し、これら諸国に対し、アフリカ連合によるこれらの紛争の解決の努力に対して必要な協力を行うよう慫慂し、

エリトリアとジブチの間の国境紛争に関する深刻な懸念及びそれを解決することの重要性を改めて表明し、エリトリアに対し、国境紛争を解決し関係の正常化を強固にするために、カタールの主催の下で締結した二千十年六月六日合意の着実な実施を、ジブチと共に誠実に追求することを要請し、カタールによる調停の努力及び地域の関係者、アフリカ連合及び国際連合の継続的な関与を歓迎し、

エリトリアが、ソマリア及び地域における平和、安全及び安定を損なうことに関与しているアル・シャバーブを含む武装した反対集団に対し、政治的、資金的、及び訓練に関する支援並びに後方支援の提供を継続したという二千十一年七月十八日付けソマリア／エリトリア監視団報告書（Ｓ／二〇一一／四三三）の調査結果に深刻な懸念を表明し、

ソマリア／エリトリア監視団報告書の調査結果によって示されているとおり、アジス・アベバにおける二千十一カ連合総会を妨害するために計画された二千十一年一月のテロ攻撃を非難し、

二千十年一月に開催されたアフリカ連合総会の決定及び二千十年一月八日に開催されたアフリカ連合平和・安全保障理事会の声明が、特に、ソマリアの平和及び和解並びに地域の安定を損なうことにリ関与している武装集団に対して政治的、資金的及び後方支援を提供していることを理由として、エリトリアに対して制裁を課した国連安全保障理事会による二千九年十二月二十三日の決議第千九百七十号（二千九年）の採択を歓迎していることに留意し、決議第千九百七号（二千九年）の効果的な実施を促進するための措置を執ることを決定した制裁を加える意図を表明し、

第千八百四十四号（二千八年）８の規定で定める基準を満たす場合には、彼らに対して対象を特定し、第千八百七十四号（二千九年）15の規定及びエリトリアがアフリカの角における不安定化の活動をやめることを確保するために措置を執ることを安全保障理事会に対して要請した政府間開発機構（ＩＧＡＤ）の元首及び政府の長の会議の第十八回特別会合の決定に留意し、